

旅館等営業者の皆様へ

宿泊者名簿の記載等の徹底について

旅館業法第6条、旅館業法施行規則第4条の2で規定している宿泊者名簿に記載する事項は、以下のとおりです。

宿泊者の氏名、住所、連絡先

- 宿泊者名簿は、感染症が発生、又は、感染症患者在施設に宿泊した場合に、その感染経路を調査するために大変重要なものです。宿泊者には**正確な記載**を促してください。
- 宿泊者名簿は、宿泊施設や営業者の事務所等に、その作成した日から**3年間保存**しなければなりません。

日本国内に住所を持たない外国人の方について

宿泊施設における感染経路調査を確実にするため、また、国内外におけるテロ事案による利用者の安全確保のため、日本国内に住所を持たない外国人の方については、上記の項目に加え以下の項目の記載が必要です。

国籍 旅券番号

- 宿泊者名簿の記載の正確さを期するため、営業者の方は、該当される宿泊者へ**旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存**していただくようお願いします。また、旅券の写しがある場合には、これを宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号の記載に代えることができます。



事業者の求めに対し宿泊者が旅券の呈示を拒否する場合は、国の指導により求めていることを説明して呈示を求めてください。さらに呈示を拒否する場合には、当該宿泊者が旅券不携帯の可能性があるものとして、最寄りの警察署に連絡する等、適切な対応をお願いします。

【お問い合わせ先】

吹田市健康医療部衛生管理課 TEL 06-6339-2226